

三重の森林づくり基本計画(改定計画)
(骨子案)

平成 年 月
三 重 県

目 次

第1	三重の森林づくり基本計画改定の考え方	2
1	計画改定の趣旨	2
2	森林・林業を取り巻く社会情勢の変化	3
3	これまでの取組の成果と課題	6
4	基本計画の期間	9
第2	基本方針	10
1	条例の基本理念	10
2	森林・林業のあるべき姿	11
3	基本方針と目標	15
第3	基本施策	17
	【基本方針1】森林の多面的機能の発揮	17
	【基本方針2】林業の持続的発展	17
	【基本方針3】森林文化及び森林環境教育の振興	18
	【基本方針4】森林づくりへの県民参画の推進	18
第4	具体的な施策（構成案）	19
	【基本施策1－（1）】「構造の豊かな森林」づくり	19
	【基本施策1－（2）】県民の命と暮らしを守る森林づくり	19
	【基本施策1－（3）】森林づくりを推進する体制の強化	19
	【基本施策2－（1）】林業及び木材産業等の振興	19
	【基本施策2－（2）】森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり	19
	【基本施策2－（3）】県産材の利用の促進	19
	【基本施策3－（1）】森林文化の振興	20
	【基本施策3－（2）】森林環境教育・木育の振興	20
	【基本施策4－（1）】県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進	20
	【基本施策4－（2）】木づかいの促進	20
	【基本施策4－（3）】三重のもりづくりの意識の醸成	20
第5	重点プロジェクト	21
①	緑の循環推進プロジェクト	21
②	災害に強い森づくりプロジェクト	21
③	次世代型森林情報活用プロジェクト	22
④	森林・林業を支える人づくりプロジェクト	22
⑤	A材需要拡大プロジェクト	23
⑥	森林環境教育・木育の輪拡大プロジェクト	23
第6	計画の進行管理	24
1	数値目標による進行管理	24
2	年次報告及び公表	24
3	計画の見直し	24
4	基本計画の位置づけ	25

第1 三重の森林づくり基本計画改定の考え方

1 計画改定の趣旨

本県では、森林を県民の共有の財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成17年10月に「三重の森林づくり条例」（以下「条例」といいます。）を制定するとともに、この条例の規定に基づく「三重の森林づくり基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を平成18年3月に策定しました。

条例の基本理念を受けて、「森林の多面的機能の発揮」「林業の持続的発展」「森林文化及び森林環境教育の振興」「森林づくりへの県民参画の推進」の4つを基本方針とし、基本方針ごとに中長期的な目標を定め、進行管理を行いながら取組を進めてきました。その後、県の総合計画である「みえ県民カビジョン」の策定に合わせ、平成24年3月に基本計画2012へと計画を見直し、間伐などの森林整備や森林施業の集約化、県産材の需要拡大などに取り組んできました。

基本計画2012策定から7年が経過する中、平成28年の日本の木材自給率は34.8%となり、最も低かった18.8%（平成14年）と比べると約3分の1の水準まで回復しました。また、平成28年5月には国の新たな森林・林業基本計画が閣議決定され、その中では本格的な利用期を迎えた森林資源を生かし、需要面においてはCLTや非住宅分野等における新たな木材需要の創出、供給面においては主伐と再造林対策の強化等による国産材の安定供給体制の構築を進め、林業・木材産業の成長産業化を図ることとされました。

さらに、国の平成30年度税制改正大綱においては、パリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成や、大規模な土砂崩れや洪水・浸水といった都市部の住民にも被害が及び得る災害の防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度税制改正において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設することとされました。

また、これらと並行して国においては、市町村が森林所有者に意向調査したうえで森林所有者から経営管理を行うための権利（経営管理権）を取得し、自ら経営管理を行う、もしくは権利（経営管理実施権）を「意欲と能力のある林業経営体」に委ねる仕組み（新たな森林管理システム）の導入を柱とする「森林経営管理法（仮称）」の制定と、平成31年4月からの施行を目指しています。

県においても、災害に強い森林づくりや県民全体で森林を支える社会づくりを進めるため、平成26年4月に「みえ森と緑の県民税」を導入したほか、水源地域の適正な土地の利用を確保し、森林の有する水源のかん養機能の維持増進につなげることを目的として、平成27年7月に「三重県水源地域の保全に関する条例」を制定しました。

また、平成24年7月にスタートした「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により、県内で4か所の木質バイオマス発電所が稼働したほか、平成30年3月から紀伊半島で初となる大型合板工場が稼働を開始し、県内の木材需要は大きく変容しつつあります。

さらに、持続的な森林・林業経営を担う人づくりに向けた新たな人材育成機関として、平成31年度から「みえ森林・林業アカデミー」を開講します。

このように本県の森林・林業を巡る社会情勢は大きく変化しており、これらの変化に的確に対応しつつ、長期的な視点も持ちながら三重の森林づくりを進めていく必要があります。このため、県民や市町、森林所有者、林業事業者など関係者の皆さんに森林・林業に関する具体的な施策の方向を示し、関係者が一丸となって三重の森林づくりに取り組んでいけるよう、今回、基本計画の見直しを行い「三重の森林づくり基本計画」を改定するものです。

2 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化

(1) 森林法等の改正や、国の新たな森林・林業基本計画の策定

国は、林業の成長産業化を実現するため、適切な森林施策を通じて、国産材の安定供給体制の構築・森林資源の再造成の確保・森林の公益的機能の維持増進を図るための一体的な措置を講ずることを目的として、平成28年5月に森林法等を改正しました。

改正された森林法では、森林所有者等に対し伐採後の造林の状況報告を義務付けることで、伐採後の再造林を確保するほか、市町村が林地台帳（森林の土地の所有者、境界測量の実施状況等を記載）を作成し、その内容の一部を公表する仕組みを創設することにより、森林組合や林業事業者等が取り組む所有者や境界の特定、施策集約化等を一層促進することとしています。

森林組合法の改正では、森林組合が自ら森林を保有・経営する「森林経営事業」の要件等を見直すことにより、経営意欲の低下した森林所有者の森林等について、森林組合が代わって積極的に森林経営を行えるようにし、施策集約化を促進することとされました。

また、平成28年5月に閣議決定された新しい「森林・林業基本計画」では、戦後造成されてきた人工林が本格的に利用可能な段階に入ったとの認識のもと、「資源の循環利用による林業の成長産業化」、「原木の安定供給体制の構築」、「木材産業の競争力強化と新たな木材需要の創出」を柱として進め、これらの取組をとおして林業・木材産業の成長産業化による地方創生に寄与することとしています。

(2) 主伐・再造林のサイクルによる循環型林業の確立に向けた新たな動き

林業の採算性の悪化により、伐採後の再造林費の捻出が厳しい状況であることから、多くの森林所有者が主伐を控えています。また、仮に再造林を行ったとしても、ニホンジカ等の食害により更新が困難になるなどの事例が、森林所有者の伐採意欲をさらに後退させています。

このため、県では、公益的機能を適切に発揮しつつ森林資源の計画的な造成・利用の推進に向けて、一貫作業システムやコンテナ苗の普及など、育林経費の約7割を占める初期造林コストの低減を図る低コスト造林の取組を進めています。こうした取組により、林業の採算性の向上と、素材生産量の増加を図るとともに、今後は、森林法に基づく造林の実施状況の適確な把握、野生鳥獣による被害対策の適切な実施等を推進し、主伐・再造林の循環を取り戻していく必要があります。

(3) 間伐実施面積の減少

平成24年に「森林経営計画制度」が創設されるとともに、国の補助事業による支援策も大幅に見直しが行われ、これまでの「伐捨間伐」から「搬出間伐」への転換が行われました。予算規模の伸びが見られない中で、事業単価が約3倍程度に増加したことにより、単年度当たりの間伐面積は、伐捨間伐が主体であった平成23年度以前と比較して大きく減少した状態が続き、その結果、平成18年度からの累計においても目標を下回る結果となっています。

これまで間伐を推進してきたことに加えて、10齢級（46年生）以上の人工林が73%を占めるまでに森林が成長してきており、以前に比べて間伐が必要な森林は減少すると考えられます。

一方で、京都議定書に代わる地球温暖化対策の新たな国際枠組みである「パリ協定」が平成

28年11月に発効し、我が国が国連に提出した約束草案では、2030年度までに2013年度比で温室効果ガス排出量を26%削減すること、この削減目標量のうち、2.0%分に当たる約2,780万CO₂トンについては、森林吸収源対策によって確保することを目標とされています。この森林吸収量の目標を達成するためには、引き続き、間伐や主伐後の再生林等の森林整備と併せて、木材利用の推進等の森林吸収源対策を着実に実施していくことが必要であり、そのためには、継続的に森林整備を実施するための安定財源を確保することが大きな課題となっています。

(4) 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設

森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源のかん養、地方創生や快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものです。

しかし、森林整備を進めるに当たっては、所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が大きな課題となっており、パリ協定の枠組みの下でわが国の温室効果ガス排出削減目標を達成し、大規模な土砂崩れや洪水・浸水といった都市部の住民にも被害が及び得る災害から国民を守るためには、こうした課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することが必要です。

このようなことから、国の平成30年度税制改正大綱においては、前述の諸課題に的確に対応するための地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度税制改正において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設することとされました。森林環境税（仮称）は平成36年度からの導入、これに先立って都道府県と市町村に配分される森林環境譲与税（仮称）が平成31年度から導入されることとなっています。

(5) 森林経営管理法（仮称）の制定

森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設と並行して、国は、「森林経営管理法（仮称）」の制定と、平成31年4月からの施行を目指しています。

森林経営管理法（仮称）は、市町村が森林所有者に意向調査したうえで森林所有者から経営管理を行うための権利（経営管理権）を取得し、自ら経営管理を行う、もしくは権利（経営管理実施権）を「意欲と能力のある林業経営体」に委ねる仕組み（新たな森林管理システム）の導入を柱とするものです。市町村が森林所有者から森林の経営管理権を取得して、自ら経営管理を行う場合の費用には、同時期に導入が予定されている森林環境譲与税（仮称）を充てることとされています。

このように、森林・林業行政における市町の役割はますます重要となってきました。

一方で、市町においては林務担当者が不足するなど執行体制に課題を抱えていることから、県においては、新たな森林管理システム等が円滑に運用されるよう、市町をサポートするとともに、森林環境譲与税（仮称）の活用についても市町と相互に連携を図りながら検討を進める必要があります。

(6) みえ森と緑の県民税の導入

県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保するうえで、山地災害の防止、水源のかん養、地球温暖化の防止等、森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進するため、平成26年4月から「みえ森と緑の県民税」を導入しました。

この税により、「みえ森と緑の県民税基金」を造成し、県では主に「災害に強い森林づくり」を、市町では主に「県民全体で森林を支える社会づくり」の取組を進めています。「みえ森と緑

の県民税」は、導入から概ね5年を目途に見直しを行うこととされていることから、平成30年度において見直しを進めているところです。

(7) 水源地域の保全に向けた新たな条例の制定

森林所有者の森林への関心の低下や、山村の過疎化・高齢化に加え、他の道県では外国資本等による森林の取得事例も報告されるなど、水源地域の森林の荒廃や所有目的が不明確な森林の増加が危惧されています。このため、県では水源地域の適正な土地の利用を確保し、森林の有する水源のかん養機能の維持増進につなげることを目的として、平成27年7月に「三重県水源地域の保全に関する条例」を制定しました。この条例に基づき、県内民有林の81.8%に相当する約28万5千haを水源地域に指定し、森林売買の際には県への事前届出を制度化したほか、水道の水源となっているダムの上流や簡易水道の水源等、水源地域の17.6%に相当する約5万haを特に重要な地域として特定水源地域に指定しました。

今後は、特定水源地域について森林法に基づく保安林指定の推進や、市町等による森林の公的な管理を促進していく必要があります。

(8) 森林の所有者・境界の不明化の進行

森林は、木材の生産はもちろん、水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などの多面的な機能を発揮することによって、私たちの暮らしを支えています。しかし、木材価格の長期低迷による林業採算性の悪化などにより、森林所有者が経営意欲を失うとともに、高齢化や相続による世代交代が進行し、実際の所有者や境界が不明確な森林が拡大しています。

こうした問題は、間伐等の手入れが遅れた林分の増加や、施業の集約化に支障をきたすなど、森林の公益的機能の発揮や効率的な木材生産を進める上において、大きな課題となっています。

(9) 木材需要を巡る状況の変化

我が国の人口は平成22年にピークを迎えて以降減少局面に転じており、今後、住宅着工戸数の減少が予測されています。縮小が見込まれる市場において、住宅分野での木材需要を拡大するためには、外材等から国産材への転換を住宅メーカー等に働きかけるほか、地域材に魅力を感じる消費者を増やすとともに、今後、増加が予想されるリフォームでの内装材等の新たな需要を取り込み、特に建築用材における県産材の利用率を高めていく必要があります。

また、中国等における木材需要の増加や韓国におけるヒノキ人気の高まりなどを背景として、日本からの木材輸出量は増加傾向にあり、平成29年の木材輸出額は326億円となっています。県においてもこうした動きの中で、平成27年2月に県内から初めて韓国・台湾向けに原木が輸出されました。

日本から中国への輸出については、土木用や梱包材等としての原木輸出が中心でしたが、日本の建築基準法に当たる「木構造設計規範」が改定され、スギ、ヒノキを構造材として利用することが認められることとなり、製材品輸出の活路が開けました。

このような木材の輸出を巡る環境変化に的確に対応し、より付加価値の高い木材製品の輸出拡大につなげていくことが課題となっています。

さらに、平成26年11月に県内初の木質バイオマス発電所が稼働し、平成28年7月にさらに2箇所、平成30年1月に新たに1箇所稼働を開始するなど、燃料用木質チップの原料となるC材（低質材）の需要は大きく増大しています。また、紀伊半島で初めてとなる大型合板工場が平成30年3月に稼働し、B材（合板材）需要が大幅に増加しています。

このため、こうした大規模な需要に対して、原木を安定的に供給できる体制の構築と併せて、原木の最も価値の高い部分であるA材の需要を拡大し、1本の木の価値を最大化していくことが

課題となっています。

(10) 持続的な森林・林業経営を担う人づくりの機運の高まり

長引く材価の低迷や、日EU経済連携協定（EPA）やTPP11の締結により、外材との競争環境はさらに厳しくなることが予想され、林業や木材産業を取り巻く環境は依然厳しい状況となっています。その一方で、県内の森林資源の多くは利用可能な時期を迎えており、豊かな森林資源の利用を促進して林業の活性化を図ることが喫緊の課題となっています。

特に、県土の6割以上を森林が占める三重県において、林業は、中山間地域の仕事の場の創出や定住促進など、地方創生のために欠かすことができない産業となっています。

林業により森林を適正に管理しつつ、中山間地域の活性化につなげていくためには、これまで以上に、効率的な林業経営や森林資源をはじめ地域の資源を生かした新たな林業ビジネスが展開等できる先進的で経営センスにあふれた人材が求められます。このようなことから県では、平成29年3月に「三重県林業人材育成方針」を策定し、これを踏まえて、新たな林業人材育成機関である「みえ森林・林業アカデミー」を平成30年10月にプレ開講、平成31年4月に本格開講し、主に既就業者を対象とした人材育成に取り組むこととしました。また、オール三重でアカデミーの運営をサポートするため、趣旨に賛同する林業関係団体や事業体、企業、高等教育機関、市町等で構成する産学官連携組織を設置することとしています。

(11) 森林環境教育・木育の推進

県では、これまでも、「三重の森林づくり基本計画」に基づき、森林環境教育の機会の拡大を図ってきましたが、「みえ森と緑の県民税」導入後は「県民全体で森林を支える社会づくり」の重要な取組の一つとして、森林環境教育・木育の推進に注力しています。

平成28年4月には、「みえ森づくりサポートセンター」を開設し、森林環境教育・木育活動のコーディネート、指導者の紹介、出前授業など、森林環境教育・木育に取り組んでいただく方をサポートする総合窓口として活動を開始しています。

3 これまでの取組の成果と課題

【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

(これまでの取組の成果)

- 平成18年度から28年度までの11年間に、環境林では、針広混交林化への誘導を図るため、28,880haの強度間伐を実施するとともに、生産林では、健全な森林資源の育成を図るため51,137haの間伐を実施し、併せて80,017haの間伐を実施しました。
- 増加する野生鳥獣による被害を防止するため、植林地への防護柵等の設置を行うとともに、ニホンジカの生息頭数を適正化するための大量捕獲方法の開発などを進めました。
- 山地災害を防止するため、集中豪雨等により発生した災害の復旧工事を行うとともに、重要な水源地において治山施設の整備と併せて荒廃森林の整備や、機能が低下した保安林の機能向上を図る本数調整伐を実施しました。
- 平成26年度からは、みえ森と緑の県民税を活用した災害に強い森林づくりを進め、災害緩衝林整備事業として18市町、111箇所において流木となる恐れのある危険木の除去と溪流沿いの山腹で土砂や流木の流出を抑止するための調整伐を実施しました。また、土砂・流木緊急除去事業では、9市町、18箇所において、崩壊土砂流出危険地区内の治山施設などに異常に堆積して流出する恐れのある土砂と流木の撤去を行いました。

(課題)

- 間伐については、平成 18 年度からの間伐実施面積の累計は 80,017ha となりましたが、目標としていた 89,600ha を達成することはできませんでした。平成 24 年度を境に、国の方針が「伐捨間伐」から「搬出間伐」に転換し、予算規模の伸びが見られない中で、造林補助事業の単価が約 3 倍程度に増加したことや、森林環境創造事業や治山事業等の森林整備に係る予算も減少傾向にあることが大きな要因となっています。

平成 31 年度から、新たな森林管理システムに基づく森林環境税を財源とした森林整備が実施されることから、こうした安定的な財源を活用し、既存事業と併せて生産林、環境林の両面で計画的に森林整備を進めていく必要があります。
- ニホンジカ等による林業被害額は、平成 20 年の約 2 億 4 千万円に対して、平成 28 年は 1 億 9 千 6 百万円とやや減少はしましたが、被害の状況は依然深刻なものとなっています。再造林の放棄や更新不良の伐採跡地等の増加を防ぐため、引き続き効率的な捕獲と被害対策を進める必要があります。
- 持続的な林業経営や安定的な木材生産のためには、それを支える森林資源の循環利用が重要であり、間伐材の利用推進とともに、主伐の促進と伐採後の確実な更新を進めていく必要があります。
- 平成 26 年 8 月豪雨による広島市の土砂災害や平成 28 年 4 月の熊本地震による土砂災害など、大規模な災害が全国各地で頻発しており、引き続き、治山事業やみえ森と緑の県民税による災害に強い森林づくりを進めていく必要があります。
- 三重県水源地域の保全に関する条例に基づき、特定水源地域について、協定に基づく森林管理や公有林化を促進するとともに、保安林指定を推進するなど適正な管理を進める必要があります。

【基本方針 2 林業の持続的発展】

(これまでの取組の成果)

- 間伐の推進や森林施業の集約化、県産材の需要拡大など、川上から川下までの総合的な対策に取り組みましたが、県産材（スギ・ヒノキ）の素材生産量は平成 28 年度に 316 千 m^3 となり目標の 366 千 m^3 を下回っています。
- 県内の木質バイオマス発電所向けの木質チップ原料の供給について、収集・運搬機械の導入や流通経費に支援した結果、平成 28 年度に 7.1 万トンまで増加しました。
- 平成 24 年度からスタートした森林経営計画制度により、51,652ha で施業の集約化が進みました。また、効率的な森林施業の実施に向けて路網整備や高性能林業機械の導入を促進し、県内の林業事業者等が保有する高性能林業機械の台数は平成 28 年度末で延べ 103 台となっています。
- 林業の担い手の育成・確保については、高校生の職場体験や就業相談会を実施した結果、新規林業就業者数は毎年 40 名程度を確保しています。また、施業を集約化するためのプランナーの育成、今後増加する主伐等に必要な架線集材の技術者や、効率的な施業を実施するための高性能林業機械の操作やメンテナンスのできる技術者の養成に取り組みました。
- 県産材の利用の促進については、品質の確かな「三重の木」認証材を中心に、県内や首都圏等大消費地において PR に取り組んだ結果、平成 28 年の「三重の木」認証材等出荷量は 35,639 m^3 となり、平成 22 年に比べ約 1.4 倍まで増加しました。また、平成 28 年 5 月に開催された G7 伊勢志摩サミットでは、首脳会議用円卓や国際メディアセンターの檜舞台等に、森林認証を受けた「尾鷲ヒノキ」をはじめとする県産材が採用され、海外からも高い評価を受けたほか、「尾鷲ヒノキ」は平成 29 年 3 月に、林業分野で唯一「日本農業遺産」に認定されました。

(課題)

- 木材価格の低迷や、ニホンジカの獣害被害などによる森林所有者の経営意欲の低下が、素材生産量の伸び悩みにつながっていることから、森林所有者の所得向上に向け、林業の採算性を高めるための植栽～保育にかかる育林コストの低減や、効果的な獣害対策に取り組む必要があります。
- 大型合板工場の稼働に伴うB材需要や、木質バイオマス燃料のC材需要が増大していることから、川下の事業者と川中の原木市場、川上の素材生産業者等の関係者が連携し、流通の合理化等による流通経費の低コスト化、協定等に基づく原木の安定供給体制の構築を進める必要があります。
- 森林経営計画制度や新たな森林管理システムに基づく、意欲と能力のある林業経営者への再委託等により、更なる施業の集約化を図るとともに、路網整備や高性能林業機械の導入促進及び稼働率の向上等による木材生産の低コスト化を進める必要があります。
- 施業プランナーや高度な技術を持ったオペレーターなど、多様な人材の育成を進めるほか、林業の成長産業化や中山間地域の活性化に向けて、次代を担う経営感覚の優れた人材の育成に取り組む必要があります。
- 近年、求められる木材の品質、供給量に応じて製材工場の大規模化が進んでおり、中小製材工場が多い本県の製材品の価格競争力や供給能力が相対的に低下し、木材需要の減少につながっています。また、B材やC材の需要は拡大していますが、再生林を考慮した林業の採算性を確保するには、一番価値の高い部分であるA材（製材用材等）の需要を拡大する必要があります。
- 中小製材工場が多いという本県の特徴を生かして地域の製材工場による連携体制を構築し、競争力を強化することや、地域の製材工場や工務店等が連携して地域材を供給するサプライチェーンの構築などに取り組む必要があります。

【基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興】

(これまでの取組の成果)

- 森林文化・森林環境教育指導者については、平成28年4月に森林環境教育、木育、森づくり活動の総合窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」を開設し、対象者のレベルに応じた研修会等を開催した結果、目標の665人を上回る671人を養成しました。
- 森林文化・森林環境教育の活動については、三重県民の森や上野森林公園での自然観察会の開催、みえ森と緑の県民税を活用した学校や地域での森林環境教育の取組、新たに未就学児や小学校低学年の児童を対象とした木育の取組など、市町、各種団体、NPOなどさまざまな主体と連携して取り組んだ結果、目標値の2,100回を上回る2,147回の活動が実施されました。
- 身近な自然とのふれあいの場となる里山の保全等については、里地里山保全活動等の活動実施箇所数が80箇所増加するなど、地域住民や団体等による自主的な保全活動が進んでいます。

(課題)

- 森林環境教育や木育を進めていくうえで、指導者の養成とともに、指導者、活動団体、学校などをつなぐコーディネート機能を充実させていく必要があります。
- 市町、各種団体、NPOなどさまざまな主体と連携し、継続して森林環境教育や木育を実施することで、森林の重要性や地域の木材を使うことの意義等の理解を広め、森林保全活動への積極的な参加や、地域材の利用促進に繋げていく必要があります。
- 生物多様性の確保や身近な自然とのふれあいの場として重要な里地・里山・里海等の保全活

動が、県民、事業者、NPO、行政等の連携のもとで、今後も継続的に行われる必要があります。

【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】

(これまでの取組の成果)

- 県民の皆さんの森林に対する理解を深め、森林づくりへの参画意識を高めるため、10月の「もりづくり月間」を中心に、森林と木づかいに関するさまざまなイベントを開催してきました。こういったイベントや県民参加の植樹、「企業の森」活動の推進等に取り組んだ結果、指標としている「森林づくり参加者数」は32,692人となり目標数の31,000人を上回りました。
- 森林づくりへのさまざまな主体の参画を促すため、森林ボランティア活動等に必要な基礎知識や技術に関する研修を実施したほか、活動場所の確保、指導者の育成など、企業やボランティア団体等の活動の支援を進めました。
- 企業の森については、企業の環境貢献意識の高まりを背景に取組は増加しており、平成29年3月現在で43箇所202.8haの協定が結ばれ、企業と地域との連携を深めつつ森林整備等が進められています。

(課題)

- 森林や木づかいに関するさまざまなイベントの開催等を通じて、森林の現状や課題が県民に十分に認識されるとともに、県民が森林の適正な保全・管理等に積極的に関与できる環境を整備する必要があります。
- 森林づくり活動をさらに促進するため、引き続き、森林ボランティアや、自伐林家等に対する必要な知識・技術を学ぶ研修機会の提供、指導者の育成などを進める必要があります。
- 木材が、再生可能な資源であるとともに環境にやさしい資源であることが理解され、地域の材は地域で優先して使用するなどの取組が率先して行われるような社会づくりを進めていく必要があります。

4 基本計画の期間

平成18年に策定した当初の基本計画は20年先を見据え、目標年次を平成37年度とし、基本計画2012においても目標年次は変更しませんでした。

この計画から新たに記載した「森林・林業のあるべき姿」や、条例で掲げている「百年先を見据えた豊かな三重の森林づくり」を目指していくには、中長期的な目標設定が必要と考えられますが、当初計画策定時からの社会情勢の変化を勘案するとともに、これまでも概ね5年を目安として、基本計画の見直しが行われていることから、目標年次を平成31年度から10年後の平成40年度とし、その実現に向けて必要な具体的な施策を示すこととします。

また、重点的に実施するプロジェクト（以下「重点プロジェクト」という）を新たに設けることとし、森林・林業を取り巻く課題等を考慮して計画期間の前半に重点的に実施すべき施策と位置付け、目標年次を平成31年度から5年後の平成35年度としてその進捗管理を図ることとします。

第2 基本方針

1 条例の基本理念

条例では、森林づくりに関する施策を進めるうえでの基本理念として次のとおり規定しています。

(多面的機能の発揮)

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(林業の持続的発展)

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることにかんがみ、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

(森林文化及び森林環境教育の振興)

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることにかんがみ、その保全及び活用が図られなければならない。

(県民の参画)

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることにかんがみ、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

基本計画では、この基本理念を受けて4つの基本方針を定めます。

- ・基本方針1 森林の多面的機能の発揮
- ・基本方針2 林業の持続的発展
- ・基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興
- ・基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

2 森林・林業のあるべき姿

本計画では、条例で定めた三重のもりづくりを進めていくうえでの基本理念とともに、長期的な視点に立った将来像として「森林・林業のあるべき姿」を具体的に描き、そこに向かって必要となる施策を効果的に実施していくこととします。

(1) 森林のあるべき姿

県民の皆さんにとって望ましい森林の状態や森林を取り巻く社会状況として、次の2つを示します。

① 森林の資源活用と公益的機能が調和している

多種多様な構造を有した森林が数多く存在し、木材生産やレクリエーションなどに森林資源が活用される中で、県土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全などの森林の持つ公益的機能が高度に、かつ持続的に発揮され、県民の生命や財産が守られています。

(具体的な姿)

- ・地形や立地環境、路網整備状況など森林を取り巻く自然的・社会的条件に適した森林のあり方や管理方法(森林ゾーニングなど)が明確化され、個々の森林の状況に応じて効率的・効果的に森林が管理されています。
- ・水源林や防災林など守るべき森林がどこに存在するのか県民に認識されるとともに、森林の管理状況がモニタリングされ、期待される機能が十分に発揮されています。
- ・森林所有者が、所有森林の現状を把握し、森林の持つ様々な公益的機能が社会に与える影響が大きいことを理解し、森林の重要性を自覚することで、森林が適正に管理されています。
- ・守るべき森林や森林所有者による管理が困難な森林などでは、公的資金の活用や所有者に代わる管理制度等により、森林が適正に管理されています。
- ・竹林や里山など集落周辺の森林が、林産物等の収穫や自然とのふれあいの場として活用され、適正に管理されています。
- ・面的或いは立体的に「構造の豊かな森林」が広く存在することにより、木材生産はもとより、水源涵養や災害防止などの森林に対する様々な県民ニーズに応えています。

※「構造の豊かな森林」とは

- ✓人工林や天然林などの林種や針葉樹林・広葉樹林・針広混交林などの樹種の異なる森林
- ✓若齢林から老齢林までさまざまな林分構造の発達段階の違う森林
- ✓高木や低木、下層植生など垂直方向の階層構造が多様な森林
- ✓これらが複合した多種多様で生物多様性の高い森林

② 県民全体で森林を支えるという合意形成が出来ている

森林の持つさまざまな公益的機能が自分たちの暮らしや生命を支えているという県民の理解のもとで、森林づくりや木材利用に県民が積極的に関わり、県民全体の支えにより森林が適正に管理されています。

(具体的な姿)

- ・森林が土砂災害を防止・抑制すること、水道や農業用水などの水源としての機能を果たしていること、地球温暖化防止の基盤となる働きをもっていること等、自分たちの生活に欠かすことの出来ない大切なものであることが県民に理解され、県民全体が森林管理に高い

関心を持っています。

- ・森林の現状や課題が県民に十分に認識されているとともに、森林を管理することに社会的な責任があることが県民に理解されています。また、県民から森林管理のあり方に積極的な発言があり、その意見を反映しつつ、多様な主体による森林管理が行われています。
- ・森林環境教育や木育などにより森林の重要性が県民に認識され、森林保全活動への参加や、積極的な木材利用が行われています。また、教育の場やレクリエーションの場として森林が活用されています。
- ・木材が、再生可能な資源であるとともに環境にやさしい資源であることが県民に理解され、地域の材は地域で優先して使用する地産地消を中心に、建築資材やバイオマスエネルギーなど様々な用途で活用されています。

(2) 林業のあるべき姿

県民の皆さんにとって望ましい林業の状態について、次の4つを示します。

① 林業が誇りある産業として、地域を支えている

林業が中山間地域の重要な産業として確立するとともに、林業が担っている役割や影響について県民の理解が進み、林業関係者が誇りを持って働いています。

(具体的な姿)

- ・林業が森林を伐採すると同時に守り育てる産業であり、林業活動によって森林が健全に保たれ、県民の生活が支えられているという県民の理解が進み、林業が憧れの職業となっています。
- ・林業の収益性が確保されることで、地域経済が活性化するとともに、中山間地域の主産業として若者の働く場の創出や人口の定着に寄与しているなど、林業が中山間地域の振興を担っています。
- ・林業のみならず、農業や生産物の加工販売などとの複合経営や6次産業化など、多様な林業経営が中山間地域の振興を担っています。
- ・林業関係者が、木材が再生可能な資源であることや森林整備により森林が持つ公益的機能が高度に発揮されることを理解して誇りを持って働くとともに、県民に対しても理解が進むよう働きかけています。
- ・高性能林業機械の導入や路網整備などにより、作業内容や安全面・衛生面が改善されるとともに、林業の活性化により安定した収入が確保されるなど、労働環境が向上し、林業従事者が意欲的に働いています。

② 森林環境に配慮しながら、持続可能な林業経営が行われている

森林資源を安定的に供給し、経済的にも収益を確保しながら、森林の持つ公益的機能に配慮した持続的な林業経営が行われています。

(具体的な姿)

- ・木を植え、育て、収穫して利用し、また植える、「緑の循環」が推進され、適正な更新(植栽)により資源の循環利用が行われています。
- ・森林の地形や所有界、資源状況など最新の技術(GIS※7など)を活用し管理された森林情報に基づき、森林施業の集約化や森林資源に応じた林業活動が行われています。
- ・生産林や環境林などの森林の利用形態や、地形条件等に即した路網整備や林業機械の導入など、生産性の向上や環境への影響に配慮した生産システムが確立され、施業の効率化と

自然環境との調和が図られた林業活動が行われています。

- ・森林の地積調査や境界の明確化が進み、所有境界の管理や所有権の移転が容易となり、意欲の高い経営者により林業経営が行われています。
- ・長伐期施業による複層林化や針広混交林化など自然環境と調和した多様な林業経営が展開されています。
- ・カーボン・オフセットに用いられるクレジット制度※8やファンドなどの民間投資も活用しながら、環境に配慮した森林の価値を高める林業経営が行われています。
- ・森林認証などの森林の環境保全に配慮した持続可能な林業生産活動が、多くの県民に理解され評価されることで認証材が優先的に活用され、持続可能な林業経営が展開されています。
- ・シカなどの野生鳥獣が適正に頭数管理されることにより、野生鳥獣による植栽木等の被害が減少し、自然の力を生かした植生の更新など費用の掛からない林業経営が行われています。
- ・早成樹の導入などによるバイオマス利用に向けた木材生産、広葉樹や竹材の有効活用、キノコや山菜等の林産物の生産など、森林環境に配慮しながら短期的な収益が期待できる林業経営が行われています。

- ③ 林業や木材産業の関係者等が連携し、消費者ニーズに対応したビジネスを展開している林業や木材産業、建築業などの事業者自らが生産から販売まで意欲的に取り組み、川上から川下までの関係者が連携するなど、消費者のニーズに的確に対応した戦略的な活動が行われています。

(具体的な姿)

- ・林業経営者や製材所などの事業者が、新たな需要の開拓や市場のニーズに応じた対応など、自ら生産したものを自ら販売するという気概や戦略をもって取り組んでいます。
- ・付加価値の高い優良材生産や並材の大量生産など、各地域の特性に合った林業と木材産業の需給体制が確立されています。
- ・林業経営者や素材生産業者、原木市場、製材所、工務店など川上から川下までの関係者がお互いに連携して、消費者のニーズに対応した供給体制の整備や製品・サービスの提供が行われています。
- ・地域で生産された材を地域で加工し、地域で優先して活用する木材の地産地消の流れが確立されています。
- ・生産者と新たな需要先とをつなぐコーディネーターやマネージャーなどの活用、ICTの利用などによる物流と商流の分離など、新しい技術や斬新な手法を取り入れた林業・木材産業が展開しています。

- ④ 森林の持つ多様な資源や地域の特徴が生かされている

歴史的背景や自然環境、地域産業などの地域の特徴を生かした林業経営や地域の森林資源を生かした新しいビジネスが展開されています。

(具体的な姿)

- ・尾鷲地域や波瀬地域などで伝統的に培われてきた施業やブランド力の強みを生かした林業経営が行われています。
- ・県内に多く存在する国立・国定公園や県立自然公園、世界遺産熊野古道周辺の森林などでは自然景観に配慮した林業経営が行われています。

- 神宮宮域林にみられるような広葉樹林を計画的に配置して水源涵養や風致等に配慮しつつ、超長伐期の施業体系によりスギ・ヒノキの大径材生産を目指した林業経営が行われています。
- 人工林率が高い、広葉樹が豊富、製材工場が多いなど、それぞれの地域の特徴を生かした林業経営が行われています。
- 養殖筏や家畜用敷料としての利用など農業や漁業との連携や、他の分野の産業とコラボレートした林業経営が行われています。
- スギ、ヒノキのみならず広葉樹や草本など、地域の多様な植生を活用して、木材の利用にとどまらない付加価値の高い製品づくりが行われています。
- 景観や植生など森林が持つ様々な自然的要素を生かし、林業関係者が観光をはじめとする集客交流ビジネスなどに取り組んでいます。

3 基本方針と目標

三重の森林づくりの基本方針とそれぞれの目標を次のとおり示します。

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、林産物の供給等の多面的機能を有し、適正な管理を行うことで、これらの機能を複合的に発揮させることができます。

このため、森林に求められる機能や地形条件等に応じた適切な森林管理を推進するとともに、森林づくりを支える森林情報の的確な把握や、森林の公的管理を進め、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

【主な指標】

指 標	現状(2016年)	2023年(H35)	2028年(H40)
公的森林整備面積	2,402ha		
山地災害危険地区整備着手地区数	2,119地区		
林業被害額(獣害)	195,698千円		
森林境界明確化面積(累計)	ha		

基本方針2 林業の持続的発展

豊富な森林資源を活用し、活発な木材生産活動を通じて、森林所有者の所得向上や中山間地域の活性化、低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能を高度に発揮させていくため、森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人づくり、県産材の利用促進など林業の持続的な発展を図ります。

【主な指標】

指 標	現状(2016年)	2023年(H35)	2028年(H40)
県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量	316千m ³		
新規林業就業者数	49人		
製材・合板需要の県産材率	51%		

基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解するための教育及び学習の場でもあることから、森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

【主な指標】

指 標	現状(2016年)	2023年(H35)	2028年(H40)
森林文化・自然体験施設等の利用者数	人		
森林環境教育に関する支援を行っている市町数	市町		
森林環境教育指導者養成講座受講者数	人		

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

【主な指標】

指 標	現状(2016年)	2023年(H35)	2028年(H40)
森林づくり活動への参加団体数	団体		
新たに木づかいに取り組む事業者数(累計)	一者		
三重の森林づくりへの関心度	一%		

第3 基本施策

各基本方針に沿って、次のとおり基本施策を定めます。

【基本方針1】森林の多面的機能の発揮

1-（1）「構造の豊かな森林」づくり

森林の多面的機能を高度に発揮し、持続可能な森林づくりを行うため、適切な森林整備を進めるとともに、広葉樹の森づくりや里山の整備など、多様な森林づくりを進めます。

※「構造の豊かな森林」とは

- ・人工林や天然林などの林種や針葉樹林・広葉樹林・針広混交林などの樹種の異なる森林
- ・若齢林から老齢林までさまざまな林分構造の発達段階の違う森林
- ・高木や低木、下層植生など垂直方向の階層構造が多様な森林
- ・これらが複合した多種多様な森林

1-（2）県民の命と暮らしを守る森林づくり

近年頻発する台風や集中豪雨等から県民の命と暮らしを守るため、「災害に強い森林づくり」や、保安林制度、三重県水源地域の保全に関する条例に基づく森林の適切な管理を進めるとともに、ニホンジカ等の野生鳥獣による獣害対策、森林病虫害対策や林野火災の防止に向けた取組を進めます。

1-（3）森林づくりを推進する体制の強化

適切な森林管理を推進するため、市町と連携し、森林計画制度の適正な運用を図ります。また、効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、森林GIS等による正確な森林情報（所有者、森林境界、資源内容、施業履歴等）の把握と活用を進めるとともに、公益的機能の発揮が強く求められる森林においては森林の公的な管理を進めます。

さらに、森林環境譲与税（仮称）や森林経営管理法（仮称）の導入を受け、今後、森林・林業行政における市町の役割がますます重要となることから、新たな動きに円滑に対応できるよう市町をサポートします。

【基本方針2】林業の持続的発展

2-（1）林業及び木材産業等の振興

利用期を迎えた森林資源を活用し、林業及び木材産業等を活性化するため、循環型林業の実現に向けた取組を進めるほか、施業の集約化や基盤整備等による生産性の向上、原木の安定供給体制の構築、林業・木材産業の競争力強化を図ります。

2-（2）森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

将来にわたり森林の公益的機能が高度に発揮されるよう森林を管理・育成するとともに持続的な林業経営を行うために、森林の適切な管理や林業・木材産業の競争力強化に資する高いスキルを持った担い手の育成や新たな担い手の確保に取り組めます。また、地域を担う経営意欲の高い林業事業体の育成や地域振興の視点を持った人づくりを進めます。

2－（3）県産材の利用の促進

県産材の利用は、「緑の循環」をとおした森林整備の促進や林業の活性化につながることから、住宅建築をはじめ、暮らしの中のさまざまな場面で県産材が利用されるよう取組を進めるとともに、県産材の信頼性の向上や木材輸出等の新たな需要への対応、木質バイオマス発電等のエネルギー利用に向けた安定供給体制の構築などを進めます。

【基本方針3】 森林文化及び森林環境教育の振興

3－（1）森林文化の振興

県民の皆さんや地域を訪れる方々が、森林との豊かな関わりを持てるよう、森林や自然、森林文化の持つ魅力を生かした情報発信や観光誘客の取組など、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

3－（2）森林環境教育・木育の振興

森林・林業に対する県民の理解と関心を深めるため、森林や木と気軽にふれあえる環境の整備や学習機会の提供、森林環境教育等の指導者の育成等を行います。

【基本方針4】 森林づくりへの県民参画の推進

4－（1）県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、さまざまな主体による森林づくりが促進される環境を整備します。

4－（2）木づかいの促進

県民、企業等による県産材の積極的な利用が、三重の森林を守り、育てることにつながることから、「木に親しみ、ふれる」機会の拡大を図るとともに、県産材を利用する意義を積極的に発信し、社会全体で共有することで木づかいの促進を図ります。

4－（3）三重のもりづくりの意識の醸成

県民の皆さんの三重のもりづくりに対する理解を深め、自主的な森林づくりへの参画や積極的な木材利用につなげる取組を行います。

第4 具体的な施策（構成案）

各基本施策の具体的な施策を次のように定めます。

【基本施策1－（1）】「構造の豊かな森林」づくり

- （1）持続可能な森林づくり
- （2）公益的機能を重視した森林づくり
- （3）多様な森林づくり

【基本施策1－（2）】県民の命と暮らしを守る森林づくり

- （1）災害に強い森林づくりの推進
- （2）森林の保全と保安林制度の推進
- （3）森林病虫害対策及び森林災害対策の強化
- （4）野生鳥獣による被害の低減

【基本施策1－（3）】森林づくりを推進する体制の強化

- （1）国・市町等と連携した森林管理の推進
- （2）森林資源データの整備と情報提供
- （3）森林の公的管理
- （4）森林の公益的機能発揮に向けての研究

【基本施策2－（1）】林業及び木材産業等の振興

- （1）森林施業の集約化の促進
- （2）多様な原木の安定供給体制の構築
- （3）林業・木材産業の競争力強化
- （4）多様な収入源の創出
- （5）特用林産の振興
- （6）効率的な林業生産活動のための研究

【基本施策2－（2）】森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

- （1）林業の担い手の育成・確保
- （2）地域を担う多様な人づくり
- （3）林業事業体の育成と経営力の向上

【基本施策2－（3）】県産材の利用の促進

- （1）県産材の需要の拡大

- (2) 信頼される県産材の供給の促進
- (3) 木造住宅の建設の促進
- (4) 公共施設等の木材利用の推進
- (5) 持続可能な木質バイオマス利用の推進
- (6) 新製品・新用途の研究・開発の促進

【基本施策 3 - (1)】森林文化の振興

- (1) 森林の文化的価値の保全及び活用
- (2) 森林文化の体験と交流の促進
- (3) 里山の整備及び保全の促進
- (4) 森林文化の継承

【基本施策 3 - (2)】森林環境教育・木育の振興

- (1) 森林環境教育・木育に関わる「人づくり」
- (2) 森林環境教育・木育に関わる「場づくり」
- (3) 森林環境教育・木育に関わる「仕組みづくり」

【基本施策 4 - (1)】県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

- (1) 森林づくり活動への県民参加の促進
- (2) 緑化活動の促進

【基本施策 4 - (2)】木づかいの促進

- (1) 暮らしの中での木づかいの促進
- (2) 多様な主体との連携による木づかいの促進

【基本施策 4 - (3)】三重のもりづくりの意識の醸成

- (1) 三重のもりづくり月間の取組

第5 重点プロジェクト

森林・林業を取り巻く課題等を考慮して計画期間前半の5年間で重点的に実施すべき施策を「重点プロジェクト」と位置づけてプロジェクトごとに成果指標を設け、目標年次を平成31年度から5年後の平成35年度としてその進捗管理を図ることとします。

①. 緑の循環推進プロジェクト

県内の多くの人工林が利用期に達していることやB・C材を中心とする需要が旺盛であることを受け、今後、主伐の増加が見込まれます。森林の多面的機能を維持するため、新たな技術の普及等を通じ、再造林を徹底することが急務となっています。

【成果指標例】	皆伐後の再造林実施率（人工造林2年以内、天然更新5年以内）
【事業展開例】	<ul style="list-style-type: none">・市町が主体となる、新たな森林管理システムの定着・一貫作業システムや低コスト造林の導入促進・伐採後の確実な更新を確保するためのドローン等の活用

②. 災害に強い森づくりプロジェクト

大規模な土砂・流木災害が全国各地で頻発する中、みえ森と緑の県民税等による災害に強い森林づくりの拡充強化が急務となっています。

【成果指標例】	災害に強い森林づくり実施個所数、または面積
【事業展開例】	<ul style="list-style-type: none">・流木となる恐れのある溪流沿いの樹木の伐採・搬出、同流域内で一体的に行う森林整備・治山施設等に異常に堆積した土砂や流木の撤去・流木捕捉式治山ダムの設置や既設治山ダムへの流木捕捉機能の付加等

③. 次世代型森林情報活用プロジェクト

市町においては、林政担当者の減少・不足が見込まれる中で、森林環境譲与税（仮称）を活用した取組の推進や新たな森林管理システムの運用など役割が増すこととなっており、森林管理や森林境界明確化等、業務のさらなる効率化が急務となっています。加えて、林業においても IT 技術を活用した経営管理の普及が急務となっています。

【成果指標例】	航空レーザー測量に基づく森林情報の整備割合
【事業展開例】	<ul style="list-style-type: none">・ 航空レーザー測量による精度の高い森林資源情報の把握・ 上記解析結果を用いた治山計画、木材生産計画、森林整備計画、路網開設計画の立案・ 森林境界明確化の促進・ クラウド型 GIS による、森林簿、林地台帳、施業履歴等管理と活用

④. 森林・林業を支える人づくりプロジェクト

平成 31 年 4 月に開講する「みえ森林・林業アカデミー」を、次代の森林・林業を担う人材の育成の場として定着させることが急務となっています。

【成果指標例】	「みえ森林・林業アカデミー」による林業高度人材育成数
【事業展開例】	<ul style="list-style-type: none">・ 既就業者を対象とし、新たな視点や経営感覚の養成、架線集材技術の習得など、受講者の役割に応じた人材育成・ 就業希望者向けの体験機会の提供・ 新たな森林管理システムを主体的に進める市町職員に対する研修

⑤. A材需要拡大プロジェクト

地域材によるサプライチェーンの構築や、地域における製材工場の連携体制構築による競争力強化、中国・韓国等への製材品輸出の実現、尾鷲ヒノキの日本農業遺産認定を契機とした高品質な木材製品の売り込み、民間商業施設や公共施設における県産材の利用促進が急務となっています。

【成果指標例】	県内製材工場の製材品出荷量
【事業展開例】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域材によるサプライチェーンの構築や、地域における製材工場の連携体制構築による競争力強化 ・無垢材としての県産材の表面品質の高さをアピールできる製品の国内での販路拡大や中国・韓国等への輸出拡大 ・県産材を活用した公共施設、民間商業施設等の木造・木質化 ・PR 効果の大きい企業等での木材利用など「木づかい」の促進と、多様な主体との連携による情報発信

⑥. 森林環境教育・木育の輪拡大プロジェクト

みえ森づくりサポートセンターを中心に進めている森林環境教育や木育の輪をさらに広げるため、民間施設等において森林環境教育や木育が提供される機会や環境を拡大することが急務となっています。

【成果指標例】	木育ステーション設置数
【事業展開例】	<ul style="list-style-type: none"> ・森林公園等を活用した体験活動や小学校、幼稚園、保育園等での自然体験を重視した森林環境教育プログラムの充実・拡大 ・市町や民間企業、関係団体等との連携協力による木育を提供する機会や環境の拡大

第6 計画の進行管理

本計画の目標の達成に向けた施策の着実な実施を図るため、計画の的確な進行管理を行います。

1 数値目標による進行管理

施策の実施状況を確認するため、第2の3に掲げた基本方針ごとの数値目標の項目について、毎年度の進捗状況を把握します。

2 年次報告及び公表

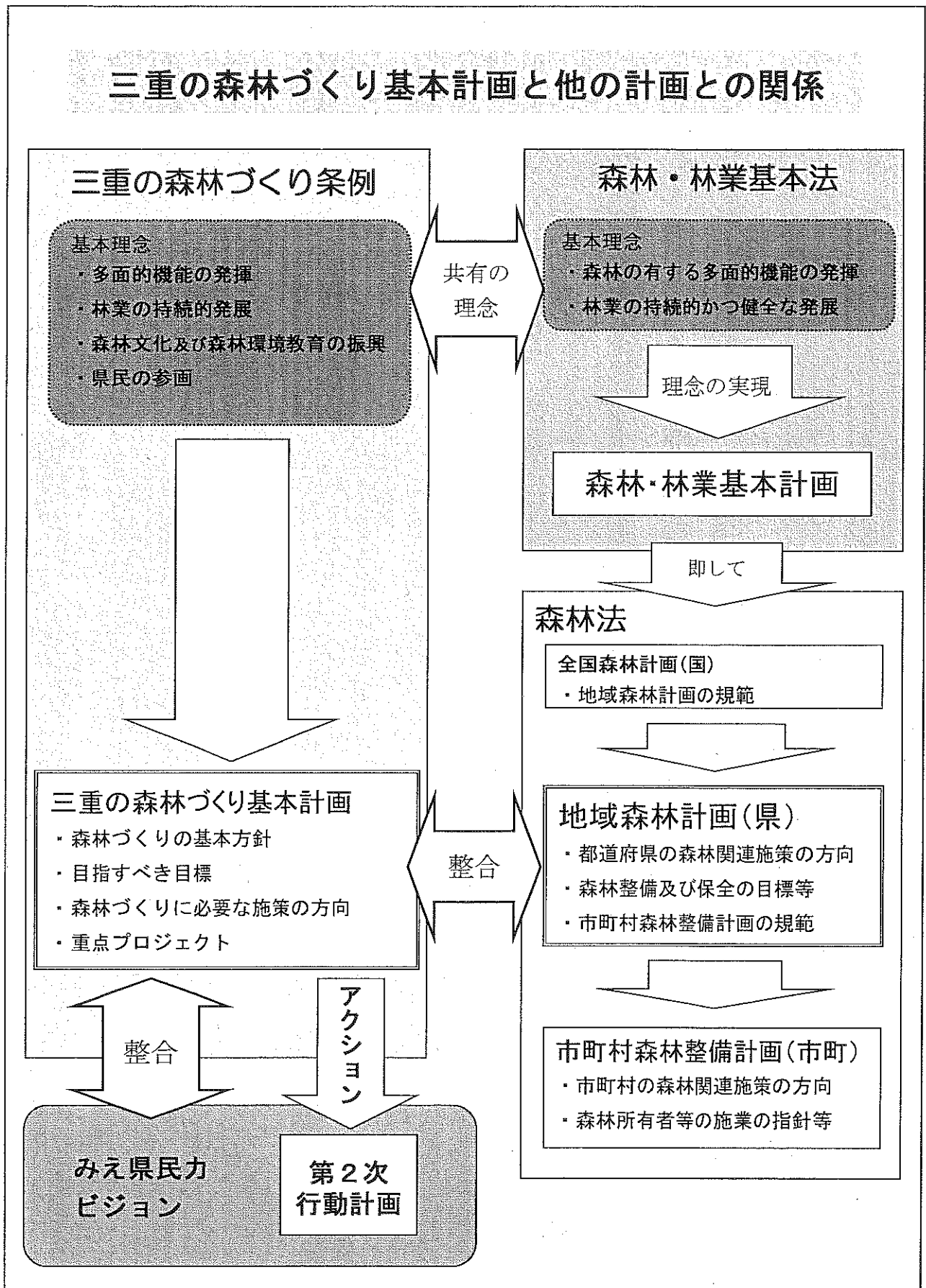
本計画に掲げた数値目標の達成状況や施策の実施状況を、毎年度、県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じ、その内容を公表します。

また、森林審議会等の機会を通じ県民や関係団体の皆さんの意見の把握を行います。これらの意見の反映を図りながら、効果的な施策を進めていきます。

3 計画の見直し

本計画は、目標年次を平成40年度に定め、森林づくりの展開方向と目標を実現するために必要となる施策を示していますが、この間の森林・林業を取り巻く状況や財政状況の変化等、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 基本計画の位置づけ



共有の
理念

整合